

特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県における特定地域づくり事業協同組合の認定等に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和3年6月30日総行地第93号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請等)

第2 特定地域づくり事業協同組合の認定申請等については、次の（1）から（4）までにより行うものとする。

- （1）法第3条第2項並びに規則第1条第1項及び第3項の認定申請は、認定申請書（様式第1号）により行う。
- （2）法第5条第5号及び第6号並びに規則第5条及び第6条の変更の届出は、変更届出書（様式第2号）により行う。
- （3）法第8条及び規則第7条の廃止の届出は、廃止届出書（様式第6号）により行う。
- （4）法第11条第2項並びに規則第9条第1項及び第2項の事業報告等は、事業報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）により行う。

2 前項の認定申請等は、それぞれ別表1に掲げる書類を添付して行う。

(認定基準)

第3 特定地域づくり事業協同組合に認定する基準は、法第3条第4項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

（1）地域人口の急減に直面している地域内であり、次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域

ロ イの過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

ハ その他、近年の人口の動向、高齢化の進行、若年層の減少、人口密度や事業所数など、さまざまな観点から、地域人口の急減に直面していると認められる地域

（2）他の特定地域づくり事業協同組合と地区が重複する場合にあっては、設立に関する十分な必要性と合理性を有していること。

(身分証明書)

第4 法第12条第2項の身分を示す証明書は、様式第9号によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 特定地域づくり事業協同組合の認定等申請書類 ○必須 △該当あれば

書類名	申請			変更の届出		提出書類の内容・留意事項
	①認定	②変更認定	③更新	④派遣事業事務所の新設	⑤④以外の変更	
申請書【様式第1号】	○	○	○	△	△	様式の記載要領・記入例を参照
変更届出書【様式第2号】	△	△	△	○	○	様式の記載要領を参照
添付書類			(※1)		(※2)	
1 定款	○	○	○	—	△	
2 登記事項証明書	○	—	○	—	△	
3 役員の住民票の写し及び履歴書	○	—	○	—	△	履歴書は、職歴、賞罰及び役職員への就任解任状況等を明らかにしたものであること
4 事業計画【様式第3号】	○	○	○	○	△	記載要領及び記入例を参照
5 キャリア形成支援制度に関する計画所【様式第3号-2】	○	○	○	○	△	様式の記載要領・記入例を参照
6 収支予算【様式第4号】	○	○	○	○	△	記載要領及び記入例を参照
7 市町村長の意見【様式第5号】	○	—	—	—	—	認定を受けようとする事業協同組合が属する市町村長の意見
8 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○	—	○	—	△	損益計算書は、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できること 設立後最初の決算期を終了していない組合の申請（届出）は、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表のみで可
9 労働者派遣事業を行う場合						
(1) 派遣労働者のキャリア形成支援に関する規程	○	—	○	○	△	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことについて規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要がある場合、該当箇所の写し
(2) 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	○	—	○	○(※3)	△	派遣元責任者と役員が同一である場合は不要 履歴書については、記載例（派遣元責任者）参照
(3) 派遣元責任者の受講証明書の写し	○	—	○	○(※3)	△	労働者派遣法施行規則第29条の2に規定する講習を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書（申請の受理日前3年以内の受講日のものに限り）」の写し
(4) 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書	△	—	△	△	△	当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者
(5) 派遣労働者の解雇に関する規程	○	—	○	○	△	労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
(6) 派遣労働者に対する休業手当に関する規程	○	—	○	○	△	労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
(7) 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	○	—	○	○	△	本規程には、次の事項が含まれていること。 (1) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項 (2) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項 (3) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除含）の取扱いに関する事項 (4) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
(8) 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類	○	—	○	○	△	納税関係書類（設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は不要） (1) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し（法人税法施行規則別表1（2）及び4は必須） (2) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第9号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの）
						労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類 （不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し（転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む））

別表1 特定地域づくり事業協同組合の認定等申請書類 ○必須 △該当あれば

書類名	申請			変更の届出		提出書類の内容・留意事項
	①認定	②変更認定	③更新	④派遣事業事務所の新設	⑤④以外の変更	
(9) 役員名簿	○	—	○	—	△	組合設立関係書類に添付したものの写し
(10) 組合員名簿	○	○	○	—	—	組合設立関係書類に添付したものの写し
(11) 事務所の位置図・平面図	○	—	○	○	△	
(12) 派遣先との派遣に関する契約書の写し	△	△	△	—	—	締結している場合のみ
(13) 派遣労働者の確保が見込まれることを証する書類	○	—	○	—	—	派遣労働者を確保済みの場合：雇用契約書や労働条件通知書の写し等 採用予定者が決定している場合：採用通知の写し等 上記以外の場合：求人中であることを証する書類、派遣労働者確保に向けた取組み等を説明する書類等
(14) 利用料金の決定方法に関する書類	○	○	○	—	—	地区内の他の事業者の委託料等の水準を踏まえて、一定の水準を確保していること及び最低賃金以上の水準となっていることを証するもの
(15) 派遣労働者の賃金及び賃金の決定方法に関する書類	○	○	○	—	—	地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて、一定の水準を確保していることを証するもの 派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式により、派遣労働者の待遇が確保されていることを証するもの
(16) 教育訓練計画の写し	○	—	○	—	—	安全衛生教育・キャリアアップ教育・その他教育訓練に係る詳細が分かるもの
(17) 在留資格が分かる書類・資格外活動	△	—	△	—	△	派遣元責任者又は役員が外国人である場合のみ
(18) 組織体系図	○	○	○	○	△	派遣先・組合員との関係、関係事業者団体・市町村との連携体制が分かるもの
その他知事が必要と認める書類	△	△	△	—	—	認定基準に合致する根拠資料等

※1 既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は省略可

※2 当該変更事項に係る書類の添付を要する

※3 当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は、履歴書の添付は不要（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写しも不要）